

川崎市小児医療費助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 1 0 月 1 5 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市条例第 6 4 号

川崎市小児医療費助成条例の一部を改正する条例

川崎市小児医療費助成条例（平成 7 年川崎市条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「満 1 5 歳」を「満 1 8 歳」に改め、「その他市長が特別の理由があると認める者で規則で定めるもの」を削る。

第 3 条第 1 項中「又は」を「（同法による世帯主又は組合員を除く。以下この項において同じ。）若しくは」に改め、「保護者」の次に「又は本市の区域内に住所を有する小児で、国民健康保険法による世帯主若しくは組合員若しくは保険各法による被保険者、組合員若しくは加入者であるもの若しくは婚姻をしているもの（国民健康保険法による被保険者又は保険各法による被扶養者に限る。）（以下「被扶養者でない小児等」という。）」を加え、同条第 2 項中「保護者」の次に「又は被扶養者でない小児等」を加える。

第 4 条中「保護者」の次に「又は被扶養者でない小児等」を加える。

第 5 条第 1 項中「、次項の場合を除き」及び「。次項において同じ」を削り、「加入者」の次に「若しくはそれらの被扶養者」を加え、「（次項において「控除後の額」という。）」を削り、同条第 2 項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。